

JCR臨床研究コンサルテーション事業 オーサーシップに関する規約

コンサルテーション事業における オーサーシップについて

- JCRの臨床研究コンサルテーション事業は、日本のリウマチ・膠原病学における臨床研究の促進のための事業であるが、研究内容のコンサルテーションという性格上、相談内容とその対応によっては対応した内容が研究のオーサーシップと重複することが想定される。
- コンサルテーション事業は研究の促進とともに研究倫理の普及にも寄与すべきであり、このコンサルテーション事業においてもICMJE等が提唱するオーサーシップのポリシーに即した対応をすべきものと考える。
- そこで、コンサルテーション事業におけるオーサーシップについて、コンサルテーションの案件に応じた対応を要することとした。

コンサルテーションが当該研究の発表に及ぼす影響が少ない場合

- 上記に該当する研究は、コンサルテーション事業を請け負った日本リウマチ学会ならびにコンサルテーションの担当者が、当該研究に対して著者としてのresponsibility（責任・説明の義務等）を負わないものを指す。
- Acknowledgmentには、JCRの臨床研究推進委員会J-STAR-CRからのサポートを受けていること、及びコンサルトを実際に受けた方の名前・所属、その内容について記載すること。

コンサルテーションが当該研究の発表に及ぼす影響が大きい場合

- 上記に該当する研究は、コンサルテーション事業を請け負った日本リウマチ学会(JCR)と相談者(乙)と担当者(甲)が了承のもと、コンサルテーションの担当者が、当該研究に対して著者としてのresponsibility (責任・説明の義務等)を負うものを指す。
- コンサルテーション事業に関わった甲をオーサーに加える。
 - 甲は責任著者(Corresponding author)にはならない。
 - 甲は依頼内容に応じて1～2名とする。なおこの人数はJCRが決定する。
 - オーサーに加わることへの調整などは相談者(乙)が行い、コンサルテーションが当該研究の発表に及ぼす影響が大きいと判明した時点で速やかに甲以外のすべての著者に了承を得て、すべての著者の自著を含めた書面でJCRへ提出する。
 - 甲は著者として研究発表の最終版の内容についてresponsibilityが生じる。
 - 当該研究のいかなる発表内容もJCRの公式見解ではない。
 - 甲ならびにJCRは英文校正費ならびに論文の投稿料ならびに掲載料やその他当該研究の発表に関わる費用の一切を負担する義務を負わない。
 - Acknowledgmentには、JCRの臨床研究推進委員会J-STAR-CRからのサポートを受けていること、及びコンサルトを実際に受けた方の名前・所属、その内容について記載すること。

相談例

- 発表内容に影響の少ないコンサルテーション例
 - 解析方法・モデルの仮定、解析コードの一部修正など、解析の主体が相談者の場合における解析方法に関する相談
- 発表内容に影響の大きいコンサルテーション例
 - 実データを用いた解析作業
 - 論文の（一部）執筆

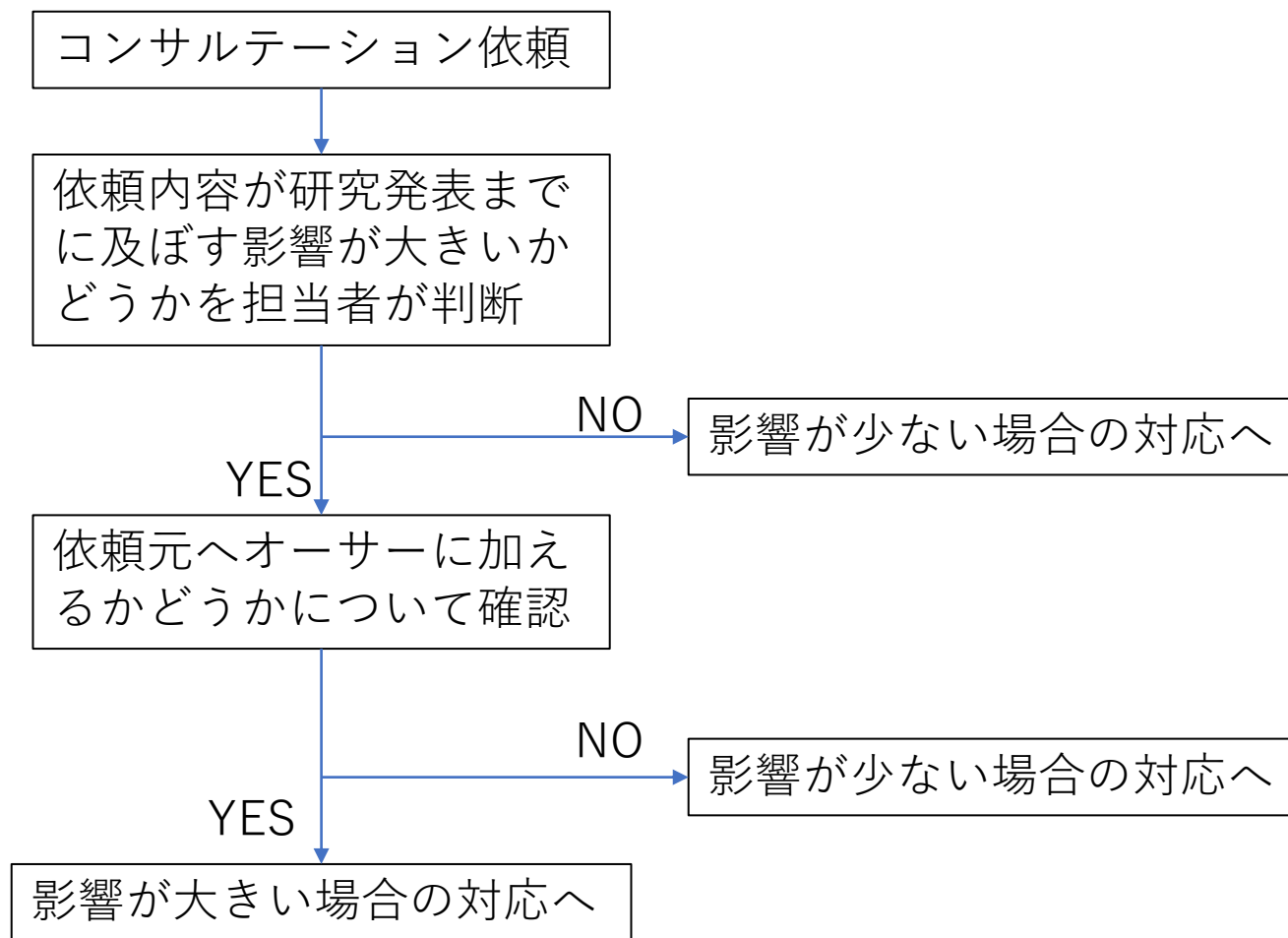
Acknowledgementの記載例

- 和文の場合

当研究は一般社団法人日本リウマチ学会臨床研究推進委員会J-STAR-CRのコンサルテーション事業より支援を頂いております。YYY(相談者の所属)XXX(相談者名)はJCR臨床研究コンサルタントとして・・・のこと (e.g. 統計解析) について相談を受けております。

- 英文の場合

This work was supported by J-STAR-CR, the Committee on Clinical research, Japan College of Rheumatology (JCR). XXX(相談者名), YYY(相談者の所属) gave helpful comments (or advice) on (e.g. statistical analyses) as a JCR's clinical research consultant (or under the framework of JCR's clinical research consultation).



※影響が大きい場合には本来すべての研究が「影響の大きい場合」になるべきだが、指導教官等から了承を得られない場合があることが想定されるため上記のフローとしている。但し、以下の場合には「影響の大きい場合の対応」でないと事業を請け負わない（請け負えない）という対応とする。

- ・実データを用いた解析作業
- ・論文の（一部）執筆